

(例)

土地使用貸借契約書

貸主〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と借主〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは以下のとおり、甲が所有する後記表示の土地（以下、「本件土地」という。）について、使用貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（本契約）

第1条 甲は乙に対して、本件土地を、以下の条件で無償で使用させることとし、乙はこれを借り受ける。

- (1) 対象物件 後記表示のとおり
- (2) 使用目的 〇〇
- (3) 契約期間 〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日

2 前項の定めにかかわらず、甲は1か月の予告期間において、本契約を解約することができる。

（譲渡・転貸の禁止）

第2条 乙は、名目・形式のいかんを問わず、第三者に本件使用借権を譲渡したり、または、本件土地を第三者に転借してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第3条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）又は配偶者が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、本件土地の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本件土地を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (2) 本件土地又は本件土地周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

(3) 本件土地に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

（契約の解除）

第4条 甲は、乙が本契約に違反した場合には、催告することなくして直ちに本契約を解除することができる。

（原状回復義務）

第5条 本契約終了の場合には、乙は甲に対して、本件土地を原状に復して直ちに返還しなければならない。

（協議事項）

第6条 本契約に定めのない事項が生じたときは、甲・乙は、互いに誠意をもって協議・解決すること。

記

所	在	静岡市〇〇区〇〇
地	番	〇番〇
地	目	〇〇
地	積	〇〇平方メートル

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

住 所	
甲)	
氏 名	印
住 所	
乙)	
氏 名	印